

## 愛知県ため池保全検討会開催要領

### (名称及び目的)

第1条 「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」が施行され、条例の基本理念の実現に向けて総合的かつ計画的な推進を図るため、「食と緑の基本計画」を定めた。この「基本計画」において先導的取り組みのひとつに、農業水利施設の多機能化を図るため、「愛知県ため池保全構想（仮称）」（以下「構想」という）を策定することとしている。

ため池の持つ多面的機能を増進させ、将来にわたる保全のあり方を示す「構想」を検討することを目的として、愛知県ため池保全検討会（以下「本会」という）を開催する。

### (内 容)

第2条 本会は前条の目的を達するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 地域の特性に応じたため池の持つ多面的機能を保全、整備、活用するための方針
- (2) 市町村が管理者・地域住民等と連携したため池保全計画を策定するための指針

### (組 織)

第3条 本会は委員及び県関係部局をもって組織し、別表のとおりとする。

### (委員長)

第4条 本会の委員長は、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、本会の会議を進行する。
- 3 委員長に事故のある時は、予め委員長が指名する委員がその職務を代行する。

### (会議の開催)

第5条 本会は農地計画課長が招集し開催する。

- 2 本会には、委員長が必要と認めた場合、別表に掲げる者以外の出席を求めることができる。

### (事務局)

第6条 本会の事務局は、農林水産部農林基盤担当局農地計画課に置く。

### (会 期)

第7条 本会の会期は平成19年3月31日までとする。

### (雑 則)

第8条 この要領に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則 この要領は平成18年4月19日より施行する。

別表 愛知県ため池保全検討会の構成

区分	職 氏 名 等
委員	<p>天野弘司（豊川総合用水土地改良区 事務局長）</p> <p>大内秀之（NPOカエルの分校 代表）</p> <p>大沼淳一（愛知県 環境調査センター 水圏部 技師）</p> <p>河合克己（半田市文化財専門委員会 委員長）</p> <p>河合武勝（愛知用水土地改良区 事務局次長）</p> <p>川崎 明（東海農政局 整備部 防災課長）</p> <p>後藤公男（蜻蛉の会 会長）</p> <p>清水 忠（大井池水利組合 組合長）</p> <p>松本康夫（岐阜大学 応用生物科学部 教授）</p> <p>彦坂浩孝（豊橋市 産業部 農地整備課長）</p> <p>山崎茂孝（愛知県土地改良事業団体連合会 事務局長）</p>
県 関 係 部 局	<p>防災局 災害対策課長</p> <p>防災局 消防保安課長</p> <p>環境部 水地盤環境課長</p> <p>環境部 自然環境課長</p> <p>建設部 公園緑地課長</p> <p>建設部 河川課長</p> <p>教育委員会 総務課 教育企画室長</p> <p>農林水産部 農林政策課長</p> <p>農林水産部 農林基盤担当局 農地整備課長</p> <p>農林水産部 農林基盤担当局 農地計画課長</p>
事務局	<p>農林水産部 農林基盤担当局 農地計画課</p>